



2024年2月13日

各 位

会 社 名 I C D Aホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 向 井 弘 光
(コード番号：3184 東証スタンダード・名証メイン)
問合せ先 管 理 部 長 服 部 宝
(TEL. 059-381-5540)

2024年3月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年2月13日付けで、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を東海財務局へ提出する事を決議し、提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。株主の皆様をはじめとする関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる四半期報告書

2024年3月期第3四半期報告書（自2023年10月1日至2023年12月31日）

2. 延長前の提出期限

2024年2月14日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2024年3月14日

4. 四半期報告書の提出期限の延長を必要とする理由

2024年2月1日付「当社元役員による不正行為発覚に伴う特別調査委員会設置並びに2024年3月期第3四半期決算発表の延期及び当該四半期報告書の提出期限の延長申請の検討に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、2023年11月から実施されている当社子会社の株式会社ホンダ四輪販売三重北及び株式会社オートモールに対する税務調査及び社内調査の過程で、当社元役員が2016年4月から2023年10月までの期間において、中古車の買取取引等を利用して金銭の着服を行っていたことが判明いたしました（以下「本件不正行為」という。）。

そのため、当社は特別調査委員会を設置し、本件不正行為に関して、専門的及び客観的な見地からの調査分析及び再発防止等の検討を行うことといたしました。

本件不正行為に関する特別調査委員会の調査は現在進行中であり、調査完了には数週間を要する見込みとなり、調査報告書の受領は3月13日を予定しております。また、このため監査法人による追加的な監査が必要となり監査法人の四半期レビュー手続等に一定の日数が必要となったことから、法令に定める提出期限である2024年2月14日までに当第3四半期報告書の提出は困難であるため、提出期限延長の承認申請を行うことといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

この度は、株主及び投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけしますこと、深くお詫び申し上げます。

以 上